保存版

令和元年　６月　１４日

保護者の皆様

京都市立四条中学校
校長　　山﨑　良一

台風，地震に対する非常措置についてのお知らせ

向暑の候，皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

本校におきましては，台風等により京都市域において「特別警報」・「暴風警報」が発表された場合，震度５弱以上の地震があった場合は，下記のような措置を取りますので，テレビ，ラジオ，インターネット等の情報に注意してください。

記

１　特別警報について

⑴　登校前に発表された場合は，「特別警報」が解除されるまでは，命を守る行動を取ることを優先し，登校を見合わせ，自宅待機させてください。

⑵　「特別警報」が解除された場合については，以下の措置を取ります。

・午前0時までに解除になった場合　　５校時（１３時１５分）から始業（給食は中止）
・午前0時現在，特別警報発表中の場合　臨時休業

⑶　在校中に発表された場合は，直ちに臨時休業としたうえで，種々の状況を十分配慮して帰宅させるかどうかを決定します。

２　暴風警報について

⑴　登校前に発表された場合，「暴風警報」が解除されるまでは，登校を見合わせ，自宅待機させてください。

⑵　「暴風警報」が解除された場合については，以下の措置を取ります。

・午前７時までに解除になった場合　　平常授業
・午前9時までに解除になった場合　　３校時（１０時４５分）から始業
・午前11時までに解除になった場合　　５校時（１３時１５分）から始業（給食は中止）
・午前11時現在，警報発表中の場合　　臨時休業

⑶　在校中に発表された場合は，直ちに臨時休業としたうえで，種々の状況を十分配慮して帰宅させるかどうかを決定します。

３　震度５弱以上の地震があった場合について

⑴　京都市域に震度５弱以上の地震が発生した時は，次の登校日を臨時休業とします。

※　学校所在の右京区だけでなく，京都市域のいずれかの行政区で震度５弱以上を観測した場合の措置です。

※　下校後，深夜０時までに発生した場合は翌日を臨時休業に，深夜０時以降，登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※　休業日，休業前日の下校後に発生した場合は，原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが，安全が確認でき，授業等を実施する場合は，ホームページ等により，授業等を実施する旨を連絡します。

⑵　臨時休業とした場合，登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ，改めて学校から連絡します。

⑶　在校中に発生した場合，直ちに臨時休業としたうえで，余震等の影響を踏まえ，下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。帰宅については，保護者への引き渡しを実施いたします。学校にお知らせいただいております引き渡しの方は，速やかに来校をお願いします。

以上，お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。